

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 1 月 12 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600465号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600216号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年4月3日から同年4月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月1日から同年4月3日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和53年4月3日になっているが、同社との雇傭契約書によると、採用年月日は同年4月1日なので、資格取得年月日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者の資格取得の時期等について、請求期間当時の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第9条では、適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者として規定されており、同法第13条第1項では、第9条の規定による被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日に被保険者の資格を取得する旨規定されている。

また、日本年金機構の記録により、A社は、昭和19年10月1日から平成4年10月1日まで、適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、日本年金機構の記録によると、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和53年4月3日となっているところ、請求者から提出された雇傭契約書及びB社から提出された退職金計算表により、請求者の採用年月日及び入社年月日は、ともに昭和53年4月1日であることが確認できる。

加えて、B社は、「入社年月日(採用年月日)を厚生年金保険の資格取得日としていた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年4月1日に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600610号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600215号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月25日は13万円、平成16年7月23日は18万円、同年12月10日は17万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月25日、平成16年7月23日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月25日、平成16年7月23日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月23日
④ 平成16年12月10日

A社に勤務していた期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 事業主から提出された請求者の賞与支払明細書により、請求者は、請求期間①、③及び④にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場

合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び③に係る標準賞与額については、各賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、請求期間①は13万円、請求期間③は18万円とすることが必要である。

一方、請求期間④に係る標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、17万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出し、かつ、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、ほかにこれらを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、請求者の請求期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を徴収する政府の権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの賞与に関する届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②については、請求者は賞与支払明細書等を所持していない上、事業主は当該期間に係る賞与支払明細書等は保存していない旨回答しており、当該期間に係る請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はない。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600613号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600214号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月13日の標準賞与額を3万7,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与の年金記録がない。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から日本年金機構へ提出された「同僚対象者リスト」、事業主の回答、請求者に係る「流動性預金取引明細表」及び複数の同僚に係る「寸志個人別一覧照会」により、請求者は請求期間において、A社から賞与を支給され、3万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支給日については、請求者に係る「流動性預金取引明細表」等から、平成19年7月13日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出し、かつ、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、ほかにこれらを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する政府の権利が時効により消滅する

前に、事業主が請求者の請求内容どおりの賞与に関する届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600568号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600217号

第1 結論

請求期間について、A社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月16日

年金事務所からの連絡により、A社在職中に支給された請求期間の賞与の記録がないことが分かった。賞与明細書は所持していないが、同社から賞与を支給されていたと思うので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の給与及び社会保険事務を行っているB社は、請求者に対し請求期間に係る賞与を支給していない旨回答している上、同社から提出された請求者に係る平成17年の賃金台帳及び源泉徴収簿における賞与の支給額欄には、「0」と記載されていることが確認できる。

また、請求者の請求期間当時の住所地であるC町から提出された「所得照会(回答)」に記載された「給与収入額」及び「社保控除額」は、上記源泉徴収簿に記載された「支払合計」及び「社保控除合計」とそれぞれ一致しており、請求期間の賞与の支給及び厚生年金保険料の賞与からの控除がなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が給与の振込口座を開設していた金融機関における請求者の口座に係る取引記録から、平成17年12月については、給与の振込記録はあるものの、賞与の振込記録はないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。